

令和6年度 川崎市立さくら小学校 いじめ防止基本方針

1. 令和6年度 学校経営方針



2. 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、いじめられている児童の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

3. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4. 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童を一人の人間として尊重し、児童の気持ちを理解することに努め、自分の心が一人ひとりの児童に向かって開いているかを考えます。

③ 児童一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、児童は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 児童の自浄力を育てます

児童自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童の顔色や姿勢、学習態度などは、児童の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童や保護者に啓発することによって、いじめられている児童や周りの児童が相談しやすい環境をつくれます。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議(以下、「対策会議」という)は、いじめ防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置付け、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的に(いじめを認知した場合には状況に応じて)行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対応

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議(以下「ケース会議」という)を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校の支援、休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させるように努めつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的にを行います。

④ 周囲の児童への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も必要に応じて児童の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものととして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6. 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長、教頭、教務、支援教育コーディネーター、学年主任、児童指導担当
養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど

【いじめ防止対策の企画・運営の中心】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・校長
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・支援教育コーディネーター
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・支援教育コーディネーター
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・支援教育コーディネーター
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・道徳主任
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・支援教育コーディネーター

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・支援教育コーディネーター、各学年主任
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・支援教育コーディネーター
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・支援教育コーディネーター

【児童・保護者・地域との連携】

- ・児童会本部・生活委員会との連携・・・・・・・・児童会活動担当
- ・PTAとの連携・・・・・・・・教務主任
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・地域教育会議担当

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・校長、支援教育コーディネーター
- ・南部児童相談所との連携・・・・・・・・校長、支援教育コーディネーター

7. 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容（校内いじめ防止対策会議・児童指導部会・職員会議等）（※）
4 5	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・かわさき共生＊共育プログラムの取組について ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回学校生活アンケート実施（毎月） ・学校生活アンケート集約について
6	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止標語の募集（児童指導部会・代表委員会） ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について <p>【児童生徒指導点検強化月間】 …代表委員会・学級活動によるいじめ防止標語作成、児童との教育相談の実施</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・夏休み期間中の対応確認
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止対策に関する研修会
9	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認 ・前期末における三者面談の実施
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・後期の取り組みの確認
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・児童との教育相談の実施 ・個人面談週間の実施
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校評価アンケート（児童・保護者）の実施・集計
2	<p>【学校体制振り返り月間】 …児童指導に関する取り組みを振り返り、課題を来年度につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・児童指導部会等による校内体制の反省→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

◇児童の自主的な取り組み

[自主的な企画・運営]

- ・校内委員会・児童指導部会等で取り上げた諸問題について、代表委員会を中心に全校児童に働きかける。
- ・代表委員会によるあいさつ運動（年2回）
- ・交流及び共同学習の取り組み（4年生を中心とした、全通常級でのさくら学級との交流活動・他者理解）

[交流活動の活性化]

- ・たてわり活動での異学年交流の遊びや各イベントの企画、実施
- ・クラブ活動での異学年交流
- ・小中連携活動（運動会、体育祭、部活動での交流）
- ・多文化共生教育による交流学習（文化の違いを互いに理解し合し尊重し合う）
- ・桜本保育園・聖美保育園との交流（1年生が次年度入学する園児を学校案内する）
- ・町内会・子ども会など地域行事での交流活動への呼びかけ
- ・地域教育会議委員と共に植栽活動や地域交流での活動への呼びかけ

[啓発活動]

- ・いじめ防止標語やポスターの作成
- ・年間計画やテーマなどの設定
- ・代表委員会による話し合い活動
- ・学校説明会での取り組みの報告

◇保護者・PTA 活動としての取り組み

- ・PTA 便りなどでの呼びかけ
- ・朝のあいさつ運動（5月、9月、1月）

◇地域の取り組み

- ・地域での見守り活動（毎月の放課後あいさつ運動）
- ・地域住民によるパトロール運動
- ・地域交通安全員さんによる見守り活動
- ・人権共生共育協議会（ふれあい館・桜本保育園・わくわく・学校）